

横浜市記者発表資料

令和2年4月21日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	特別支援学校
被 処 分 者	教諭 (男性 30代)
処 分 日	令和2年4月21日 (火)
処 分 内 容	停職6箇月
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒
概 要	当該教諭は、令和元年11月19日(火)に関係教諭が、校内のトイレにおいて、床に敷いたマットに仰向けに寝ている当該生徒の介助を行っていたところ、近くにいた当該教諭に当該生徒の手が複数回当たったことに腹を立て、暴言を発した上、当該生徒の肩を複数回、拳で殴った。続けて当該教諭が当該生徒のわき腹を蹴ったため、仰向けに寝ていた当該生徒の体がマットの上でずれた。また、当該教諭は、関係教諭をトイレから出るように促した後、近くにあったカラーボックスを右拳で殴り、赤くなった自分の拳を当該生徒に見せた。続いて、当該教諭は当該生徒に馬乗りになったり、胸倉を掴んで移動させたりする等を行い、その過程で、右後頭部に、二針縫うけがを負わせた。当該教諭は、この傷からの出血を確認したが、止血をするのみで、誰にも報告することなく、当該生徒を下校させた。その後の保護者からの問い合わせに事実を隠したり、管理職による聴取に対しても、当初、事実でないことを言ったりした。

2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244